

同性パートナーシップ制度について

長野県県民文化部
人権・男女共同参画課

1 制度の概要

- 性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を、自治体が公に証明する制度
- 自治体が制度を導入することは、性的指向及び性自認の多様性に対する社会全体の理解促進に資するもので、性的マイノリティの方々にとって生きづらさを解消する一助となり得る。
- 民法に基づく婚姻制度とは異なる制度であるため法的な効力を伴わないが、行政や民間のサービスの利用に際し、証明に基づき家族と同等の取扱いを受けることができるよう、支援施策を整えていく。

2 全国の自治体の状況

- 平成 27 年 11 月 東京都の渋谷区と世田谷区が初めて導入し、全国に拡大
- 令和元年 7 月 茨城県が都道府県で初めて導入
- 令和 4 年 4 月 1 日現在、全国で 209 の自治体が導入
市区町村 201 市区町が導入。村の導入例はない。
都道府県 1 府、7 県で導入。東京都と静岡県が年内の導入に向け準備中

3 県内の状況

(1) 松本市

- 令和 3 年 4 月 1 日から導入（令和 4 年 5 月現在 7 組）
- 証明書提示により、市営住宅への入居の申込みが可能
- 市立病院での面会・手術同意、看取り等について親族とみなす。

(2) 駒ヶ根市

- 令和 4 年 4 月 1 日から導入
- 証明書提示により、市営住宅への入居の申込みが可能

(3) 長野市

- 令和 4 年中の導入に向け検討中

4 県の支援施策

- 県内市町村の制度利用者に対して、県が提供する次のサービスについて家族、親族等と同様に対応
 - ・県営住宅への入居
 - ・県立病院での面会・手術同意、看取り等
 - ・県職員宿舎への入居
- 県が作成した「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」(R3.2.5) による職員研修の実施支援

5 県内自治体への要請活動

(1) 市町村

- 平成 30 年、長野市、松本市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市及び上伊那郡飯島町で同性パートナーシップ制度の導入を含む性的少数者のための請願が採択された（レインボーフェローズナガノ調べ）。
- 同年中、全国で多くの市区町議会に一斉請願活動がなされた。

(2) 県

- 令和 4 年 5 月 17 日、レインボーフェローズナガノから制度導入を求める署名（239 筆）とともに知事要請を受けた。